

平成22年第3回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成22年9月13日(月曜日)

午前10時00分開議

午後 1時53分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君
	19番	岡田久俊君	議長	20番 山居忠彰君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
副市長	城守正廣君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君
市民部長	有馬芳孝君	保健福祉部長	織田勝君
経済部長	伊藤暁君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長	川越一男君		

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 尾崎学君

教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長 石川誠君

農業委員会会長 松川英一君

農業委員会会長 山本良文君

監査委員会 三原紘隆君

監査委員会局長 岡強志君

事務局出席者

議会事務局局長 藤田功君

議会事務局局長 小ヶ島清一君

議会事務局査査局長 東川晃宏君

議会事務局主任主事 御代田知香君

議会事務局主任主事 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は12名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。6番 粥川 章議員。

6番(粥川 章君)(登壇) 発言のお許しをいただきましたので、さきの通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、水害防止対策について質問させていただきます。

全国各地で集中豪雨が多発し、大きな被害をもたらしています。このうち、ゲリラ豪雨と言われているものは、直径10キロ程度の狭い範囲に、1時間当たり100ミリを超えるような雨が突発的に降ることが特徴とされています。去る7月29日発生の上川市における豪雨災害は、降雨量110ミリを記録し、農作物67ヘクタール、床上3戸、床下4戸浸水の被害が発生し、また、8月24日未明から道内全域を襲った集中豪雨は、上川管内に大きな被害をもたらしました。旭川気象台によりますと、「全国的に見ると、1時間雨量が50ミリ以上という激しい雨の降り方は、過去30年間の記録から見ると増加傾向にあり、原因は解明されていないが、地球温暖化の影響による可能性があるのでは」と言い、今後ゲリラ豪雨がこの地を襲う可能性は十分あるものと考えざるを得ません。

お尋ねしますが、都市における雨水処理計画は、一般的に最大降水量として1時間当たりの降水量の基準を定め、整備されているようですが、上川市街地区における雨水処理能力はどの程度になるのかその実態をお知らせください。今回、東川町、美瑛町における大雨被害においては、連絡系統や故障した雨量計の点検漏れと、極めて初期の管理のあり方が指摘されています。日ごろからの備えが重要なことは論をまちませんが、これらのことを教訓として、上川市においてもそれぞれの地域で、担当職員を含め防災対策について住民との意思疎通を図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。

私の住む朝日町南朝日を流れているペンケヌカナンブ川は、南朝日を縦断し、流域に水田を造成し、天塩川に合流していますが、昭和50年8月、9月の2度の豪雨により河川の決壊、農地の流出等の被害がいまだ鮮明に記憶されていますが、35年が経過した今日、河川周辺の雑木

の繁茂や砂利等の堆積等により、春の融雪期や長雨時には洪水の危険性を常に抱えており、河川改修は望んでいないものの、これらの河道整備が熱望されています。

お尋ねいたしますが、土別市における道管理の河川は何本あるのでしょうか。また、河道の整備はどのように進められてきているのでしょうか。今後の洪水被害等を未然に防止する観点から、整備の促進を期待するものですが、御所見を伺いたいと存じます。

次に、自然環境を生かした野外活動や大会の誘致についてお尋ねをさせていただきます。

本年8月末現在の合宿者数は、スポーツ関係で172団体、約1万1,800名、文化団体、文化関係20団体、約1,800名と前年並みに推移している状況とのことです。このうち、24回目を迎えた土別ハーフマラソン大会は6年連続増加し、1,963名の参加者を得ることができ、今後、2,000名を上回る大会が期待されています。こうしたことが、土別での観光につなげていけるような大会運営や歓迎体制の更なる自立が求められているものと考えますが、上川北部における観光は、成熟の域に達していないものの、基幹産業の農業とともに重要な位置づけとして発展させていかなければなりません。これらのことから1つの方策として、合宿者数の入り込み数を減少させないことや、土別を訪れる機会を増やすことと考え、土別の雄大な自然環境を活用した青少年の野外スポーツ活動や、大会の開催を提案したいのであります。

1つには、年間約2,500人が訪れるほぼ中級クラスの山とされる天塩岳での、高校総体登山競技の誘致であります。競技は、登山における行動、生活技術、知識、態度の審査基準により競われるもので、平成21年度全道大会での参加校は17校、参加者は110名、大会を運営する実行委員は約40名との報告がなされています。

2つ目に、土別市内のキャンプ場周辺におけるボーイスカウト活動の誘致です。ボーイスカウトは、自立心のある健全な青少年を育てる社会教育活動の1つで、少年たちの好奇心や探究心にこたえる活動を通じて、心身ともにバランスのとれた人格の形成を目指しており、学年によって5段階の部門に分かれて活動することになっています。土別市における組織は、平成3年以降活動されていない状況と聞いておりますが、身近にある自然環境を生かした青少年の野外活動として、ぜひ再開を望むところですがいかがでしょうか。

本市では、観光地としてのレベルアップ、向上を目指しながら、旭川観光誘致宣伝協議会に加盟し、周辺の地域と連携した観光プロモーション活動を展開されています。高速道路の進捗などに伴い、さまざまな形で、この地を訪れる人々を今後とも増やしていくことを願いながら提案をさせていただきましたが、御見解をお伺いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

(降壇)

議長(山居忠彰君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) 粥川議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、水害防止対策について答弁申し上げ、自然環境を生かした野外活動や大会の誘致については教育委員会から答弁申し上げます。

最初に、土別市市街地区における雨水処理能力についてであります。公共下水道事業計画

ではこの計画雨水量として、旭川地方気象台の昭和12年から平成7年までの59年間の降雨資料をもとにしております。5年に1回程度発生する降雨量として、雨水管が空の状態において、32.7ミリの雨が1時間継続して降り続けた場合では処理可能となっておりますが、このままの状態でも雨の強さで降り続けた場合には、雨水管の余裕がなくなり排水できない状態となります。そこで仮に、雨が2時間継続して降り続く場合について、どの程度までの降雨に対して処理可能かについて申し上げますと、その2時間、降雨量の合計は39.2ミリまでが処理可能水量と算定されているところであります。

次に、防災対策について、住民との意思疎通についてであります。

本市は、災害予防などの災害対策を実施するため、平成19年に土別地域防災計画を策定し、この防災計画に基づき、これまで自治会の協力を得ながら、朝日自治会など4地域で避難訓練を実施してきたところであります。来月には、住民に対する情報提供や対応行動などの伝達訓練を目的に、温根別町の小学校・中学校及び自治会合同で避難訓練を実施する予定となっております。災害時において市としては、防災関係機関と連携し、災害対策活動を行うことは申し上げるまでもありませんが、情報の伝達や避難行動など一刻を争う初動時の活動において、住民の方々と連携することは極めて重要であり、こうしたことから地域における自主防災組織の設立が求められております。これまで観月地区と朝日地区の2自治会で組織が設立されており、現在、多寄地区自治会連絡協議会において、設立に向けた準備が進められているところであります。

特に、このたびの災害を通じ、地域の方々による的確な情報提供は、防災活動の上では大きな役割を占めることを痛感いたしましたところでもあり、本年は地域担当職員制度等を活用し、防災意識の高揚や自主防災組織の必要性などの情報提供を行っており、今後とも住民との協働による防災体制を構築するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、北海道が管理する河川についてであります。維持管理を行っております上川総合振興局、旭川建設管理部土別出張所にお伺いいたしましたところ、土別市内における道費河川はペンケヌカナンブ川を含め38河川あり、また河道整備に関する基本的な考えとしては、河道に繁茂した雑木や堆積砂利等については、その状況や河積の阻害程度、また地元の要望などを踏まえながら、予算の範囲内において緊急度の高い箇所から随時必要な対策を講じているとのことであり、ペンケヌカナンブ川においては、平成17年に河道に繁茂していた雑木の伐採と河道内の堆積砂利を除去する工事を実施したとのことでもあります。

次に、今後の洪水被害等を未然に防止する上での取り組みについてであります。北海道が管理している38のうち、整備された河川が19、現在施行中の河川が2、そして、ペンケヌカナンブ川のように現時点で未改修の河川は17あるとのことでもあります。そこで、まずは現地調査の上、大雨の際、阻害要因となるような雑木繁茂や堆積砂利の状態が顕著であれば除去されるよう、更には、洪水被害が顕著な河川や地域を初め、自治会から改修要望のある河川についても、旭川建設管理部と市町村間で毎年行われております上川地域基盤整備に係る地区懇談会で、

地域の課題、懸案事項に追加した上で、地域の現状、問題点を訴えながら事業が推進されるよう要望してまいりたいと考えているところであります。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 自然環境を生かした野外活動や大会の誘致につきましては、私から御答弁申し上げます。

最初に、高校の登山競技大会の誘致についてお答えいたします。

朝日地区の天塩岳では、平成17年に全道から約250名の愛好者が集い、北海道山岳連盟主催による交流登山会朝日大会が盛大に開催されました。また今月18日には、札幌地区高等学校秋季登山大会が約80名の参加で開催される予定で、天塩岳は中級クラスの登山に適した山として、多くの方々に親しまれているところでございます。そこで、高校総体の登山競技会場を天塩岳に誘致してはという御提案でございますが、全国高校総体は都道府県持ち回り開催となっており、昭和62年に後志管内のニセコアンヌプリで開催されておりますので、当分の間、北海道での開催は予定されていない状況でございます。

また、高校山岳部の全道大会につきましては、道内9支部の持ち回りで開催されており、本年は札幌市の空沼岳、平成23年度はニセコ町羊蹄山、平成24年度は岩見沢市での開催が予定されております。士別市は名寄支部に所属いたしておりますが、支部内の高校には現在山岳部がないため、登山競技に関しては、現在受け入れができないこととなっておりますが、平成25年度以降において旭川支部や北見支部が当番校となった場合、競技開催地として天塩岳が選定される可能性がございますので、高体連事務局や当番校が予定される高校に対して開催希望の申し出をしてまいりたいと考えております。

次に、キャンプ場を活用したボーイスカウト活動の誘致についてお尋ねがございました。

士別市におきましては、昭和55年に現在のグリーンスポーツ施設を会場として、ボーイスカウトの全道大会である北海道キャンポリーが開催された経過がございますが、開催の中心となったボーイスカウト士別第1団は、団員の減少によって平成3年度の登録を最後に解散をいたしたところであります。ボーイスカウト大会等の誘致につきましては、開催地に組織があることが基本となりますので、本市への誘致は困難であると存じますし、児童・生徒の減少傾向が更に進み、スポーツ少年団活動やその他の少年団活動の維持にも支障を来す状況にあっては、ボーイスカウト活動の再開の可能性は極めて低いと判断いたしております。しかしながら、身近にある自然環境を生かした青少年の野外活動の機会は重要であると存じますので、子供会活動における野外研修や博物館の自然体験活動など、積極的に推進してまいりたいと考えております。

議員のお話のとおり、士別市には毎年多くの合宿者が訪れております。このことは、道路、スポーツ施設、文化施設等の整った練習環境が評価されていることはもちろんですが、基盤となっているのは景観を含めた本市の豊かな自然環境であります。例えば、合宿で士別を訪れた

方々が、合宿を離れてもプライベートで、時には家族とともに登山やキャンプで、あるいはファームインなどで、もう一度土別を訪れたいと思えるような魅力の発信や仕組みづくりが重要であります。合宿の誘致や大会参加者の誘致、登山客の誘致、キャンプ場の利用促進、野外活動の推進、ホール事業への観客動員、観光客の誘致というさまざまな課題に個別に対応するのではなく、これらを総合的に、有機的に関連させた入り込み客の拡大策を検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 9番 谷口隆徳議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 2010年第3回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

来年度から、新学習指導要領が施行されることとなっております。そこで、新学習指導要領の明年度実施に伴って、教育に関して何点かお伺いをいたします。

指導要領の施行に先立ち、各教科書会社から新教科書が公開されました。今回の指導要領では、思考力・判断力・表現力を育成するために、各教科において言語活動が重視されており、その手段として新聞の活用が明記されたとあります。また、教育内容に関しては、伝統や文化に関する教育の充実が掲げられました。国や郷土の伝統や文化を受けとめ、継承・発展させることや、武道や和楽器、古典なども学習の重要な課題となってくると考えられます。更には、交通安全から防災、防犯、更には情報セキュリティーなど子供の安全・安心のための教育も重要な課題とされ、大人たちの連携とともに子供の発達段階に応じた危険の予告や予知をし、危険を回避する能力も育成していくことが重要とされております。

現在進められております教育の改革は1980年代から始まったとされております。その経過の中で、教育指導要領には「ゆとりと潤い、ゆとりと充実」をスローガンに掲げ、教育の内容と時間を削減し、ゆとり時間を導入いたしました。それは、70年代の教育は内容が過密で知識詰め込み教育、受験偏重教育に偏っており、そのことが受験戦争の激化や受験苦の自殺、家庭内暴力、少年非行の原因になっていると考えられたからでありました。他方、臨教審の答申には、個性の重視、教育の個性化が重視され、教育の自由化のもと教育学校の多様化を促進し、中・高一貫校、学校選択制の導入や選択科目の拡大などの出発点となりました。

また一方では、選択と競争の考え方を広めることとなり、現在に至るゆとり教育と教育の自由化、差別化、格差化は80年代から始まりました。その後、1992年から学校の週5日制が導入され、2002年には完全学校週5日制が実施されたのは記憶に新しいところであります。学校5日制は、日本の労働者の時間の短縮、週休2日制を導入するための政策を教育に持ち込んだという側面もあるということでもあります。学校はいろいろなことをやり過ぎているからだめなのだ、学校を5日制にすれば教育はよくなる、子供の生活はゆとりあるものになる、家庭での親子の触れ合いや地域での異年齢交流が促進されるということが言われました。その後も改革は進められ、2000年以降は奉仕活動の義務化、学校の外部評価の公表、学校選択制の促進、中・

高一貫校の拡大、問題を抱えた児童・生徒への厳格な対応、スクールカウンセラーの導入、民間校長の任用などが実施されております。そのような中で、1990年代後半から学力低下の議論が盛んになり、2002年から学力重視政策への転換が図られ、2007年から全国一斉学力テストが実施されたのであります。

そこで、ゆとり教育から学力重視への方向転換により、来年度から学習指導要領が完全実施されることとなるわけではありますが、今までの教育の内容及び方向性がどのように変わるのか、まずお尋ねをいたします。

次に、今までの教育改革について、特にゆとり教育であります。1980年代後半の情報化、IT化や、グローバル化する知識社会、知能大競争時代と言われる社会の変化と、それへの対応の必要性が叫ばれてきました。現在、社会は情報の複雑化と増大、情報知識の価値の高まり、それに対応できる知力・学力の形成が問われます。学校教育を通じて形成されるべき学力の水準は、高まることはあっても、これまでより低くてよいということはありません。これに対して、学校5日制とセットになったゆとり教育は、その学力形成全体水準を下げるものだとわかれております。

このゆとり教育についての改革は有効だったのかどうか、更に、今後の指導要領の移行により授業時数が増えることとされており、学力低下を補うため、また時間数をこなさなければならぬ現状で、ゆとり教育にはなっていないという中で、東京都の一部が既に実施、またさいたま市が明年度から実施に踏み切るといふ土曜授業を実施して、時間とゆとりを確保するため有効活用を図るべきだと思いますが、考えをお尋ねいたします。

また、現在の教育改革に伴って、最近では格差社会、格差教育、更には経験格差の問題が注目されております。更に近年、就学援助を受けている小・中学生が増加する傾向にあると言われており、就学援助率と学力の間には大きな相関があるとされております。こうした教育格差、社会格差傾向が続くこととなれば、子供の将来も地域、日本の未来にも大きな影響を与えます。就学援助については、1995年では77万人、2004年では134万人で、10年間で2倍になっております。北海道においても全国平均を上回っておりますが、本市においてもどのような実態にあるのかお伺いをいたします。

更に、小・中学校適正化配置検討委員会が設置され、提言を受けるとされておりますが、格差是正についての施策及び今後、本市の小・中学校の統廃合の見通し、更には統廃合に伴う地域力の低下、通学についての交通の確保など対応、対策についての見解をお伺いいたします。

さきに、道教委は、文部科学省の全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、子供の体力、運動能力が全国平均よりも低かったことを受け、体力向上支援プログラムを作成し、1校1実践の展開や、各校で目標を設定する体育の授業改善、充実などの学校、家庭、地域、教育委員会などがそれぞれ取り組むべきことを提言したとあります。北海道の子供の体力が低い原因については、「体力向上に継続的に取り組んでいる学校の割合が低い、運動をほとんどしていない子供の割合が高い、1日にテレビを見る、テレビゲームをしている子供の割合が高い等が挙げ

られる」としております。これらを改善するため学校に対して、「各校が創意工夫をして目標を設定をし、体力づくりを推進する、運動する楽しさが実感できるように授業の改善を図ることを求めた」とありますが、本市の学校における子供の体力、運動能力は全国平均と比べてどのような状況にあるのか、また、今後1校1実践をどのように展開していくのかお伺いをいたします。

次に、学校給食費未納の問題についてお伺いをいたします。

本市において、給食費の滞納問題が解決されていない状況にあって、学校や教育委員会が懸命に取り組んでおられることは承知しております。未納解消のため、学級担任は生徒や親に対してお金のことを踏み込んで話せない場合もあるでしょうし、職員も限られた中で対応されております。生活が苦しく払えない人もいると思いますが、払えるのに払っていない家庭もあると聞いております。そこで、現政権が主要な政策と位置づけている子ども手当の支給が本年度から実施されておりますが、この未納問題の解決のため、このたびの子ども手当の支給に当たって、他市では給食費についての未納分を差し引いて支払うことも検討されていると聞き及んでおります。教育環境を充実する上でも、小・中学校の給食費未納解消の方向が望ましいと考えます。法的には問題があるかもしれませんが、子供のため子育てに使うという趣旨から考えれば妥当と思いますが、このことについての考え方を伺いいたします。

次に、高齢者不明などの問題と幼児虐待についてお伺いいたします。

今、大変問題になっております高齢者の不明の問題であります。1つの事件をきっかけに発覚したのですが、全国的には100歳以上の方を対象にして調査が行われたところであります。その結果、住民票、または戸籍の消除手続の問題、あるいは死亡届の提出が行われていないという現状もあり、事件にまで発展している現状であります。

本市においては、本年8月末までに、在宅のひとり暮らし高齢者世帯の実態調査を行い、また、100歳以上の高齢者の所在調査も実施したとの行政報告がありました。高齢者のひとり暮らし及び夫婦世帯は、今後ますます増加すると思われ。また、病気療養者や福祉施設の入居者など現在の支援体制強化に加え、密度の濃い市民相互の支えが必要とされますが、高齢者に関する本市の実態及び今後の対応について伺いいたします。

また更に、高齢者の生活実態の問題とともに、高齢者、幼児、児童虐待の問題が近年非常に多くなって憂うべき現状があります。これは、個人的な問題、家庭の問題、更には社会問題でもあり、より複雑化しております。高度経済成長に伴う拝金主義、または新自由主義、個人主義の世相を反映した結果、秩序ある社会が失われ、安心・安全な子供たちの居場所となる家庭は崩壊し、そのような中で成長した子供が大人になって作り出された社会の中の1つの現象であるとも考えられます。現在では、雇用不安、失業や格差社会の出現によってより不安定な現状でもありますし、今後もこのような状況が続くと考えます。

以前に、人権の問題や自殺の問題について質問いたしました。制度的、組織的な対応強化の答弁をいただきましたが、高齢者に対する問題や虐待の問題については、制度的な強化も大事

なことではありますが、制度にかかわれない、相談にかかわれない人々にいかに手を差し伸べていくかというセーフティーネットの具体的施策が重要であり、高齢者、生活弱者、あるいは児童・幼児の保護などに対するよりきめ細かな施策の必要が感じられます。問題がより深刻さを増している現状にある中で、ただ組織や制度の強化にとどまらず、これら個人に対して問題がないのか、何か問題があるという視点で予防、解決に当たっていただきたいと思います。対応、対策についての考えをお伺いいたします。

いずれにいたしましても、個々人が、人権尊重や人としての尊厳を大切にする社会教育実践を目的として、普遍的な課題として取り組むことが必要であります。人権侵害をしない豊かな人格を備えた人間社会の実現のために、行政からすべての部門、機関や市民にアプローチしていく取り組み強化を図っていただきたいと思いますが、考えをお伺いいたしまして一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、高齢者、幼児虐待等の問題の御質問のうち、今後の高齢者に対する支援について答弁申し上げ、セーフティーネットの考え方及び人権意識強化への取り組みについては保健福祉部長から、戸籍抹消手続については市民部長から、新学習指導要領の施行に伴う対応及び給食費未納対策については教育委員会から、それぞれ答弁申し上げます。

まず初めに、今後のひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加に伴うその支援の仕組みづくりと対応についてであります。

高齢者世帯の増加につきましては、議員お話しのとおり、65歳以上のひとり暮らしや夫婦世帯は、平成20年4月の2,995世帯から平成22年4月で3,221世帯と、この2年間で226世帯増加し、全世帯に占める割合で2ポイント増となっております。そこで、これらの増加いたします今後の高齢者に対する支援についてであります。

今日、多くの高齢者の方々が安心して健やかに生活を営むためには、心身の状態や個々のニーズに応じた介護・福祉など各種サービスを提供していくことが必要となっております。また、特に、今日的な人間関係や地域社会の希薄化等から孤立化する高齢者も多く、このため、特にひとり暮らし高齢者の安否確認や見守りが必要なことから、まずはこの実態把握が必要となっており、本年、ひとり暮らし高齢者の心身の状況や、日常困っていることの実態調査を実施し、明年度は高齢者夫婦世帯の調査を計画いたしているところであります。更に、24年度から26年度までの間、5期の高齢者福祉・介護保健事業計画期間でありますことから、明年度にアンケート調査を実施する計画をいたしております。ひとり暮らし高齢者の実態調査につきましては、調査終了後に地域でどのようなサービス提供が必要なのか、早急に分析をしまいる考えであります。

このようなことから、今後これらの実態調査を踏まえ、適時、高齢者支援の仕組みづくりを構築いたしてまいりたいと考えておりますが、多くの高齢者の方々を対象としてさまざまな支

援が必要になるものと考えられますことから、この支援体制につきましては、自治会、民生委員、社会福祉協議会など多くの団体の協力をいただき、ネットワーク化を図り推進することの仕組みづくりが必要であると考えているところであります。

また、今後のこの対応につきましては、基本的に各実態調査を踏まえてのサービス提供となりますが、ひとり暮らし高齢者や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれますことから、安全・安心な生活を送るための安否確認等の業務及び除雪、緊急通報サービス等の提供、更にはヘルパー派遣、デイサービス等在宅介護サービスなどの支援拡大が必要になるものと考えております。更に、介護施設につきましても、入所を希望される高齢者の方の増加が見込まれますので、コスモス苑の増床に加え、昨年の方の国の緊急雇用対策を活用し、22年度と23年度に新たなグループホーム、老人保健施設が民間事業所により整備されますので、これらを含め各種施設への円滑な入所支援の対策が必要であると考えております。

以上申し上げてまいりましたように、土別を築き上げてこられた高齢者の方々が、住みなれた地域で健やかに尊厳のある生活を営むことができるよう、鋭意対応してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、高齢者や幼児虐待等にかかわるセーフティーネットと人権意識強化への取り組みについてお答えいたします。

初めに、高齢者虐待にかかわるセーフティーネットについてであります。平成12年4月に介護保険制度が導入されてから10年が経過し、この間さまざまな民間事業者の参入などにより、介護サービスも年々充実が図られてまいりました。しかしながら一方では、これまで表面化しなかった高齢者虐待が社会的にも大きな問題となり、在宅で要介護者を抱える家庭の負担は非常に大きく、多くの困難を抱えており、どこの家庭でも起こり得る可能性のある身近な問題となってきております。

こうした高齢者の虐待は、本市におきましてもケアマネジャーや近隣の方から、地域包括支援センターに年間約5件の相談や通報が寄せられている現状であります。高齢者虐待は、介護負担などさまざまな要因によって生じるものでありますが、虐待を行っている者、虐待を受けている高齢者双方が被害者と言えるものであります。したがって、虐待を行っている者への支援も含め、高齢者虐待の早期発見と問題解決のための対策が求められております。

そこで、高齢者虐待の対策、対応についてであります。本市において高齢者虐待防止ネットワーク会議を開業医会、警察署、社会福祉協議会、介護サービス事業所等21の関係機関・団体で組織し、虐待対応マニュアルを作成の上、これに基づき関係機関の連携協力により虐待防止対策等を推進いたしております。この具体的な対応につきましては、発見者からの通報や虐待を受けた高齢者からの届け出、ケアマネジャーや介護サービス事業所等関係機関からの相談を地域包括支援センターで受け付け、緊急性の判断、虐待の事実確認、虐待の程度等に応じ、

迅速かつ適切に対応いたしております。緊急対応を要する事例につきましては、虐待者と被虐待者を分離して老人ホーム等への措置入所をさせるなど、高齢者の生命、または身体の安全確保に万全を期すため、積極的介入を行っているところであります。

また、高齢者虐待の防止につきましては、高齢者にかかわる介護、医療関係者で組織する地域ケア会議や民生委員研修会、一般市民を対象とした介護教室、介護予防教室等でパンフレットを配布し、虐待防止の意識啓発を行うとともに、市の広報にも高齢者虐待防止に関する記事を掲載いたしております。虐待防止と早期発見については、多くの市民が共通認識を持ち、高齢者虐待防止ネットワークを活用し、虐待を認めない社会づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、幼児虐待にかかわるセーフティーネットについてであります。

近年、少子化や核家族化の進行等を背景に、養育力の低下している家庭が増えていることなどを要因として全国的に児童虐待が増加しているところとなっております。こうした児童の虐待は、本市におきましても、深刻な事例はないものの、近所や家族、親類などから年間約10件の相談が寄せられており、相談件数は増加しているところとなっております。

そこで、幼児虐待の防止対策についてであります。虐待防止の具体的な対策といたしまして、まずは予防と早期発見が重要なことから、この対応として、市保健福祉センターにおいて生後4カ月までの乳児がいるすべての子育て家庭を保健師が訪問するこにちは赤ちゃん事業を実施しており、子育てに関する情報提供や養育についての相談、支援を行うとともに、特に子育てに深く悩んでおり、育児ストレスの早急な解消が必要な家庭については早期に把握し、継続的な指導を行うことで、虐待の発生予防と早期発見に努めております。

また、子育て支援の拠点であります子育て支援センター「ゆら」や、つどいの広場「きら」を設置して、子育て中の親子が気軽に自由に集い、交流し、育児や子育ての悩みなどを話し合うことにより、相互に安心して子育てが可能になることとあわせ、保護者の病気や就労、更には育児疲れ等から家庭での保育が困難な場合、その子供を預かる一時保育事業を実施しており、こうした取り組みは虐待防止にもつながっているところであります。

更に本市では、小・中学校や幼稚園教諭、民生児童委員及び児童相談所、警察署、市の関係部署などで構成する要保護児童対策地域協議会を設置いたしており、ここでは、虐待に関する通報があった場合、直ちに協議会の市内関係者で対応についての協議を行い、同時にその児童の安全確認を実施いたしております。そして、育児放棄などの虐待が見受けられた場合は、専門機関であります児童相談所との連携を図りながら、個々のケースに即応し、きめ細かな指導、支援を行いながら、虐待の改善に向け対応いたしているところであります。

子供の虐待は心身の成長と人格形成に大きな影響を及ぼし、子供に対する権利侵害であることから、これを地域全体で防止し、本市の次代を担う子供の健全な発達を支援することが最も肝要なことから、今後におきましても、各関係機関と連携を密にしながら、幼児の虐待防止に鋭意努めてまいりたいと存じます。

次に、人権の意識強化への取り組みについてであります。

現在土別市では、8名の人権擁護委員が法務大臣から委嘱をされております。その具体的な活動内容につきましては、直接住民からの相談業務、各人権擁護委員の日常的な活動である常設相談と、5月と10月には特設人権心配事相談の開設をしているところであり、いじめに関する相談、生活相談、人間関係の相談等について関係機関と連携しながら問題の解決を図っているところでもあります。また、人権の尊重や人としての尊厳の重要性についての啓発を、小・中学生及び高校生を対象とした人権擁護教室の実施や、市内で開催する各イベント会場において人権に関する啓発資材を配布する等の活動を行っているところでもあります。

そこで、議員のお話にもありましたとおり、人権侵害をしない豊かな人格を備えた人間社会の実現のためにも、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、市といたしましても、人権擁護委員を初め、民生児童委員などさまざまな機関と連携を図りながら、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を展開いたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、高齢者の不明問題に関し、戸籍上の高齢者の実態とその対応についてお答えいたします。

住民票上の本市の100歳以上高齢者の所在につきましては、対象者全員の所在確認がされておりますことを、さきの行政報告で申し上げたところであります。これに基づきまして、本市の敬老事業記念品の直接交付が始まっており、国の年金支給、選挙権等の住民サービスも適正に実施されております。

しかし、この住民票上の問題とは別に、全国的な問題ととらまえておりますが、戸籍上は生存しているものの、住民登録を確認できない高齢者の問題が存在いたしております。これら住民登録を確認できない高齢者は、直接の住民サービスにはリンクいたしておりませんし、人口や平均年齢の統計にも影響はないところであります。戸籍法上、人が死亡したときは、届け出義務者は死亡の事実を知ったときから7日以内に届け出ることになっておりますが、戦時中や戦後の混乱期など死亡届が出されていない場合や、届け出義務者が存在しなかったり、死亡者の本籍が明らかでないとき、また、死亡者を確認できなかったとき等は死亡届が提出されず、除籍ができないこととなりますし、本籍地以外で受理された死亡届が本籍地に届いていなかった場合も除籍がされず、戸籍上は一時期生存し続けることになってしまいます。

住民票につきましては、住民基本台帳法に基づき市町村が管理しており、その行政区域内で実態調査等の確認手続を行い、市町村が職権で消除可能となっております。これに対し戸籍簿は、戸籍法に基づき、全国的に統一した事務処理が要請されるため法務局が関与しており、日本人の身分を公証する唯一の公簿のため、戸籍の消除には法務局の許可が必要となっております。先般、全国的な戸籍上の生存高齢者の問題に対し、法務局より高齢者消除対象者に関する

実態調査があり、本市 8 月末現在の実態といたしましては、100歳以上の戸籍数は99戸籍であります。この中には外国に移住された方もおり、その移住先の国からの死亡等の通知待ちのケースもありますし、同一戸籍に在籍者が生存しているケースや、完全に二重戸籍で法務局の判断確認中などや生存が確認された方もあり、事情が判明しているものが46戸籍であり、残りの53戸籍については、現在、引き続き調査をしている状況であります。時間が必要なものの、やがては整理されていくものと考えております。

本市では、従前より適正な戸籍事務の処理に努めながら、高齢者の戸籍消除を行ってきており、平成21年度には110歳以上の戸籍を対象とし、関連戸籍所在地、住所地、親族等を頼りに照会調査をしており、調査そのものに時間がかかるという実態であります。一つ一つたどりながら生存の確認のできない方の消除の進め、昨年度は10名について調査が終了し、法務局の許可を得て除籍の処理を終えているところであります。今後におきましても、慎重に調査、確認の努力を行いながら、法務局と協議、相談をし、対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） 私からは、新学習指導要領の施行に伴う対応について及び給食費未納対策についてお答えを申し上げます。

まず、新学習指導要領についてでございますが、文部科学省から平成20年3月に告示され、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から完全実施されることとされております。そこで、お尋ねの新学習指導要領が完全実施されることによる教育の内容や方向性の変更点についてでございますが、平成10年から11年度改訂の学習指導要領の理念は、「生きる力」をはぐくむこととされておりますが、さきに改正されました教育基本法等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」の理念を継承することとし、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成することを学習指導要領改訂の基本的な考え方とし、授業時数の増加と教育内容の改善が具体的に示されております。

授業時数に関する考え方についてでございますが、ゆとりか詰め込みかではなく、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成との両方が必要であり、各教科における指導事項の充実のほか、つまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や、知識・技能を活用する学習によるものであり、きめ細やかで質の高い教育を進めるために授業時数を増加し、教育内容を改善するものとされております。

具体的には、小学校では国語、社会、算数、理科、体育の授業時数を1割程度増加することにより、週当たり低学年では週2こま、中・高学年で週1こま追加され、中学校では国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数を1割程度増加することにより、週当たり各学年では週1こまを追加することとされております。

また、教育内容の主な改善点といたしましては、言語活動や理数教育の充実、そろばんや和楽器のほか、小学校では、総合的な学習の時間における地域の伝統と文化に関する学習、中学校では、武道を必修化することなどの伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実として、発達段階に応じて指導内容を重点化するとともに、道徳推進教師を中心とした指導体制の充実、発達段階に応じ、集団宿泊活動や自然体験活動、職場体験活動などを推進する体験活動の充実、小学校では新たに外国語活動を導入すること、中学校では「聞く」「話す」「書く」技能を総合的に充実する外国語活動の充実を図るものとされております。

次に、土曜授業についてでございますが、本市では土曜授業を実施しておりませんが、市内の小・中学校の一部では、長期休業期間中や放課後を利用した補充的な学習サポートを実施するなど、学力向上に向けた取り組みを行っております。議員からの「時間とゆとりを確保する上で、土曜授業を有効活用すべき」との御提言でございますが、現在、北海道教育委員会では、土曜日の活用について他府県の動向などについて把握をしている状況でありまして、現在実施している北海道の子供たちの土曜日の過ごし方に関する調査結果を踏まえ、市町村教育委員会や校長会、PTA等の学校教育や社会教育関係者の意見を広く伺いながら、学力向上を初めとする土曜日の活用について検討していく予定であるとされておりますので、今後の北海道教育委員会の見解を見据えた上で、本市における対応について検討してまいりたいと思います。

次に、就学援助の実態についてであります。本市では、就学援助率と学力との相関関係については実態を把握しておりませんが、平成21年度文部科学白書によりますと、就学援助を受けている割合が高い学校は、就学援助を受けている割合が低い学校よりも平均正答率が低い傾向が見られ、本市においても全国と同様の状況が見受けられる可能性も否定できません。また、近年の経済不況などが影響し、就学援助を受けている児童・生徒数は年々増加傾向であり、平成8年度では小・中学校の児童・生徒を合わせて132名であります。平成17年度では229名となっており、全国の実態と同様に、10年間で約2倍程度に増加している状況であります。

次に、小・中学校適正配置検討委員会にかかわり、その対応、対策についてであります。本市の児童・生徒数は減少傾向であり、昭和60年度と比較して本年度は42%減少しており、今後も更に減少することが見込まれております。このような状況の中で、子供たちの教育環境をどう整えていくのか、より教育効果を期待できる適正な配置、本市における適正な規模はどうあるべきか、今後20年先を見据えた学校のあり方を適正配置計画として策定していく必要があると考えております。

このため、小・中学校適正配置検討委員会を設置し、この中で議員お話しの小・中学校の統廃合、地域格差、地域の教育力の低下、通学における交通の確保等に関しましても、重要な要素と認識しておりまして、これらも踏まえた上で御検討いただき、10月末には御提言をいただく予定となっております。また、学校の存廃は地域にとっても大変重要なことでもありますので、今後、地域における小・中学校のあり方懇話会を、本市全域を6学区に分け、すべてを対象に開催し、保護者の方々、これから小学校に入学するお子様をお持ちの方々、更に地域の方々の

たくさんの思いも聞かせていただきながら、検討委員会で御論議をいただくことといたしておりますし、検討委員会の提言を受けた後、教育委員会として適正配置計画を今年度中に策定することといたしております。

次に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてであります。昨年度実施いたしました同調査では、小学校では握力や上体起こしなどの8種目、中学校では小学校の8種目に持久走を加えた9種目において児童・生徒の体力・運動能力及び運動習慣等について調査を実施しております。体力・運動能力の結果につきましては、合計得点を全国平均と本市平均を比較いたしますと、小学校につきましては男子、女子とも全国平均よりもわずかながら低く、中学校につきましては男子、女子とも全国平均とほぼ同程度の状況となっております。

議員からの御質問にもありましたとおり、本調査結果を受け、北海道教育委員会では本年7月に、学校や地域、家庭が子供の体力づくりに取り組んでいくための具体的な方策等を示した体力向上支援プログラムを策定したところであります。本プログラムにおきましては、学校における体力づくりの推進の取り組みの1つとして、各学校の創意工夫による体力づくり、1校1実践を推進することとされております。本市では、小・中学校につきましては、学校の独自性を生かしながら、準備運動や瞬発力、筋力などの基礎体力の向上と運動習慣の定着を図るための年間プログラムの策定や、全校マラソン大会や縄跳びのほか、ワークショップによるダンス集会や運動部活動の充実など、すべての学校においてさまざまな体力向上に向けた取り組みを展開している状況であります。今後におきましても、学校の教育活動全体を通じて、子供たちの体力づくりをより一層推進するよう努めてまいりたいと存じます。

次に、給食費未納対策についてのお尋ねがございました。

学校給食は、申し上げるまでもなく、保護者の方から納めていただく給食費で賄っております。昨今の給食費未納は大きな社会問題となっております。本市における給食費の未納額は、昨年度で91万1,276円で、給食費総額1億76万7,293円のほぼ1%となっている現状にあります。これら未納策として、電話での催促を初め、家庭訪問によって未納額の整理に努めているところでございます。

そこで、お尋ねのありました子ども手当の一部から未納分を差し引いて支給することはできないかとお尋ねでございますが、子ども手当の支給に関する法律及び法律施行規則の規定に基づき、子ども手当の受給権の保護に関し、この手当を「他の担保に供し、又は差し押さえることができない」とされておりますことから、現状では子ども手当からの給食費の天引きはできない状況でございます。したがって、今後、国におきまして制度の見直しがされることがあれば、本市といたしましてもその対応について検討してまいりたいと考えてございます。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 14番 岡崎治夫議員。

14番（岡崎治夫君）（登壇） 平成22年第3回定例議会において、議長のお許しをいただきまして一般質問をいたします。

最初に、この議会始まっての行政報告にもありましたように、今回の局地的集中豪雨に見舞われました被害者の皆様方に、私からも心からお見舞いを申し上げるところでございます。

さて、今回の水害は局地的な被害を受けた災害と思われませんが、私はさきの粥川議員の質問にもありましたが、農業にかかわる質問をさせていただきます。

1級河川天塩川の支流になります剣淵川、更に支流の温根別町につながる犬牛別川の更に支流で、南士別から西士別町、中ノ沢間を流域のイパノマップ川、更に国道239号線より南の地点から分岐している東ノ沢を流れるポンイパノマップ川が今回の災害に遭われた地域でございます。私は、以前にもイパノマップ川河川改修の質問をさせていただいておりますが、今回の災害はその上流、西士別町町内の国道239号線より南の地域と東ノ沢地域が大きな被害を受けたところでございます。

被害の状況であります。東ノ沢では道路を横断している排水管が小さくて、道路を水が横断してございます。またその現場近くでは、大水のため耕作地が、規模はちょっとはかり知れませんが侵食されており、その下ではかなりの面積のカボチャ畑に浸水した跡と、若干の表土の流出もあったと見受けられました。更に、国道239号線より南の両河川の合流地点では、ふだんは水面より3メートル前後も上にある農地のカボチャ畑が、表土もろともかなりの面積が流出しておりました。更に下流には剣土橋がありまして、橋の上流は冠水し、橋の下では浸水し、濁流した跡が大きく見受けしたところでございます。

このような状況から、局地的豪雨で被害を受けられた農家の皆さんは、農業共済制度に加入されておられる方については制度で補てんされますが、表土、作土と申しますが、もろとも流出してしまった土地はどのように再生したらよいか、今回のように局地的豪雨災害では、国・道の救済される道はないものか、被害に遭われました農家の方がこのことについて何か道を探っているのですが、ないものかと落胆されておりました。

私もいろいろ調べてみましたが、数年前にも川西地区で局地的集中豪雨に見舞われました。このときの被害は今回と大きく異なり、河川のはんらんではなく耕作土の部分的な流出により、道路、道路排水溝、また五線川排水路などを埋め尽くし、局地的集中豪雨災害であったと記憶しております。もちろんこの年は、道の救済支援を受けて早期に復活されました。更に、耕作地においても自治体、農協などの強力な支援を受け、農家の皆さんが再生産に支障を来さない対策をされたことを、私は脳裏に記憶してございます。

このようなことから、今回の水害は、数年前に起きた川西地区の災害から思うと小規模的な災害とも受け取られますが、耕作土の大きな流出を目前に、希望を失いかけておられる農家の方を救済できる対策は制度の中ではないのでしょうか。お伺いをいたします。

また、制度の中でできないのであるならば、本市の産業は農業でありますと対外的に自負している本市でありますから、農家の皆さんが再生産に支障を来さない対策を、自治体として講じられることを強く求めるところでございます。幸いにも、今回災害で流出した耕作土の下土は、土地改良対策をすることにより克服できる状況にあると思います。それは、石灰、堆肥を

十分でなく十二分、十五分に施し、更に、心土を破碎することと農家の方の努力によって荒廃地にならないように、更には、希望を失わないためにも、災害に見舞われた農家の方々とよく調査をして、本市自治体として温かい支援対策をぜひともしていただきたいと思いますが、市長の御所見を伺います。

なお、このような質問をいたしますと、よく本市では「前例がない」とか「近隣自治体が云々」とかいろいろなことを答弁にお聞きいたしますが、今回の災害に対して、本市が本市ならではの対策をどのように打ち出せるかでありますから、建設的な御答弁を御期待いたします。

次に、今回の水害被害については、地元の方のお話によりますと、今日まで経験のない水害であったとお聞きいたしました。局地的豪雨が招いた災害だと思っておりますが、治水対策は、今回の体験から見て完全であったのでしょうか。お伺いをいたします。

この河川の何カ所かは川幅も広く、改修され堤防もつけられており、今回の災害はこれら未改修間に多く発生してございました。そんなことから、この災害を契機に、地元の自治会から何年も要望書を提出されておりますこの河川改修には着手されておらず、今回の水害で被害に遭われたことであります。関係機関と連携を密にし、再びこのような災害が起きないように、他の河川も含めて早期に対策が必要だと思っておりますが、御所見を伺います。

次に、交通安全対策について御質問いたします。

このたび私用で、8月末のことでありました。国道239号線からチューブス川の観星橋手前から、北へ車で西4条、5条目付近だと思っておりますが、草が伸び、道幅の3分の1くらいは草がかぶさってきており、その長さが20～30メートルくらいでございました。その大きな草の中に、行きどまりの標識が隠れて見えにくいほどのイタダリの草が、びっしり生い茂ってございました。地元の方も私に、「この草、今年はどうするのですか」と問われて、私は啞然といたしたところでございます。ここに立ててあります標識は何のための標識か。5丁目通りをチューブス川に向かって落下防止のための標識であるはずですが、この標識が、草のため確認できなくて事故でも起きたらどうなるのでしょうか。管理者の御所見を伺います。また、2～3日後には草は刈られておりましたが、これはどなたが刈られたのでしょうか、お示しください。

なお、このような標識は市内の各所で危険防止のために設置されていますが、適正に管理されているのでしょうか。更に、このような標識の周りは、遅くとも7月の初めまでには草刈りをすることによって、草は標識を見づらくするほど成長はいたしません。道路も同じことでございます。

以上のことを提言申し上げまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 岡崎議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、7月の大雨被害について答弁申し上げ、交通安全対策については建設水道部長から答弁申し上げます。

7月29日から30日にかけて発生しました集中豪雨の被災状況につきましては、さきの行政報

告でその概要を申し上げたところでありますが、お話のように西土別地区では、大雨により、耕作地への一部侵食や浸水による被害とともに、温根別地区では床上、床下浸水による住宅被害が各1戸発生したほか、農業用施設においては農道及び農道橋等の破損や崩落、また、用排水施設や側溝の埋没及び土砂崩れなど多くの箇所で被害を受けたところであります。このため、市管理河川にかかる農道橋に生じた被害につきましては、営農作業に支障を来すことから緊急を要するため、専決処分により直ちに復旧を行い、またその他の農業用施設等につきましても、中山間地域等直接支払制度で取り組む地域型農業基盤改良事業により復旧することとし、農業者の負担軽減に努めてきたところであります。なお、被災農家との協議において、早急に復旧が必要な10カ所については既に工事が完了し、残りの28カ所については、農作物の収穫後に順次工事を実施していく予定であります。

そこで、岡崎議員御質問の耕作土流出に伴う救済についてであります。現行の国・道の制度では事業化するメニューがないわけではあります。岡崎議員も心配されておりますように、農地表土の流出により被害を受けた農家の皆さんの再生産確保のための対策は重要と考えるものであります。このため、農業者が新たに造成する耕作土につきましては、中山間農業・農村活性化事業の堆肥施用事業や休閒緑肥事業、また暗渠排水事業や土層改良事業などの土づくり事業の有効活用を促進してまいりたいと考えているところであります。

農業は自然の中で営まれるものでありますことから、気象条件だけではどうにもならない状況に置かれているわけではあります。ただいま申し上げましたような土壌改良や土地改良、更には農業用排水などの生産基盤の整備により、自然災害による被害を最小限に抑えることができる部分もあると思われまますので、御質問の趣旨を踏まえ、今後の農業振興に十分反映されますよう意を配してまいりたいと存じます。

次に治水対策について、関係機関との連携についてお答え申し上げます。

最近の雨は、短時間に一定の地域に集中して降り続く傾向が顕著であり、道北地域においても、天塩町では4日間に及ぶ断水によって町民生活に大きな支障を来したことや、音威子府から中川間の国道が一時通行どめ、更に、東川町でも天人峡温泉や旭岳温泉に通じる道道が陥没し、4名が死傷するといった実に痛ましい事故も発生するなど、これまで経験したことのないゲリラ豪雨が随所で発生しております。

こうした中で、過去に大雨や融雪による洪水被害が発生したことがある河川については、河川管理者の北海道に対し速やかな河川改修の要望を行い、現在、犬牛別川やシュルクタウシベツ川で改修、補修工事が進められておりますが、ポンイパノマップ川などの河川においては、全面改修は経済効果等からも難しいため、道単独費で、補修で対応したい、あるいは、洪水実績等がないため補助事業採択は難しいといったことから、地元からの要望があってもいまだ改修が進んでいない状況にもあります。しかしながら、このたびの豪雨災害の発生による地域の切実な声にこたえるためにも、このたび洪水、はんらんが発生した河川はもとより、今後とも洪水の危険性のある河川に対しましても、流域住民の生命と財産を守ることを基本に、道の単

独事業を用いてでも、一定の降雨にも対応できる河川改修や補修が着実に推進されますよう、速やかに北海道に対し更に強く要望してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

岡崎議員お話しの内容につきましては、北海道が管理する天塩川水系の1級河川であるチューブス川に沿い、駅西2丁目通りから国道239号までを結ぶ総延長420メートルの市道観月チューブス線であり、道路の敷地幅員は8.35メートル、車道整備幅員は4メートルとなっている生活道路であります。この路線には、道道西風連土別線側から市道4路線がT字路の形状で接続されておりますが、そのうち比較的幅員が広めである3丁目通り及び駅西4丁目通りの2路線については、議員のお話にありました警戒標識を交差点部の河川敷地との境界線付近に設置しており、通過車両等に対する交通安全対策として、道路線形の誘導を行っているところであります。

しかし、議員御指摘のとおり、路肩の雑草がこのところの異常とも思える高温多湿の気象状況が原因で、想定以上の成長となったため、標識の高さにまで達することにより、結果的に見づらくなったものと思われまます。このような路肩の草刈りにつきましては、市道維持工事として単価契約を行っており、5月中旬から10月末まで郊外部の市道を中心に、道路パトロールの結果や雑草の成長具合を判断しながら、計画的に実施しているところであり、道路標識のほかガードケーブルやガードレールなど、道路安全施設の適正な維持管理に努めているところであります。

また、市街地におきましては、街路樹や植樹升の草花等が成長し過ぎることで、信号機や標識の視認性を妨げる原因となる場合もありますので、定期的な樹木の剪定等を実施することにより交通安全の確保に努めているところでありますが、御指摘の当該警戒標識につきましては、その設置場所が河川敷地近くであったことに加え、雑草が想像以上の伸びとなっていたこともあり、把握できなかったところであります。

また、2～3日後に草が刈られていたということではありますが、このことにつきましては市民の方の御好意によるものでありまして、心から感謝申し上げたいと存じます。

今後におきましては、一層きめ細かな道路パトロールに努めるとともに、関係機関や市民の方々から数多く寄せられる道路情報に対しても、速やかな対応を図ってまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 11番 小池浩美議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、今年4月で10年を迎えた介護保険制度についてお聞きいたします。

この制度が実施される前年の1999年2月、私どもは間もなく施行されようとしている介護保

険制度の問題点を明らかにし、福祉のまちづくりの視点から介護保険を検証し、市民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、日本共産党土別市議団の提言をまとめました。市民の皆さんや、当時の田苅子市長へも提言させていただきました。さまざまな不安や問題点を抱えながら、2000年4月、家族が支える介護から社会が支える介護、いわゆる介護の社会化を目指すという目標に向かって介護保険制度はスタートいたしました。介護の担い手である女性たちの負担を軽減し、今日に見られる家庭崩壊や高齢者虐待といった事態を引き起こさないためにも、介護保険制度は一定期待されて始まりました。しかしながら、皆さんも御承知のように、この制度実施の本当のねらいは、老人医療費の削減、福祉にかかる費用の抑制、そして民間向けに介護ビジネスのチャンスをつくり出すことにあったのです。

制度が始まった翌年2001年には小泉内閣が発足し、毎年2,200億円の社会保障費を削減する社会保障構造改革、この路線がしかれました。構造改革を背景に介護保険は実施され、3年ごとの見直しにおいても、国庫負担の削減、保険料の上昇、ホテルコストの自己負担導入や介護認定の軽度化などによるサービス利用の抑制、介護報酬の切り下げ等々、改悪に次ぐ改悪が繰り返されてきたことは御承知のとおりです。当初から私たちが最も危惧した保険あって介護なしの状態が10年も続いてきたと言えましょう。

65歳以上のいわゆる高齢者人口は年々増加し、100歳を超える超高齢者をめぐる新たな問題が、貧困と格差が進行する中で深刻な広がりを見せております。だれにも知られず支えられずに、ひとりぼっちの不安の中で命の火を消す孤独死や、家族がいるがゆえに虐待を受け、あるいは無視され放置され死に至るなど、人生の最後を人間らしく尊厳ある死をもって終結できない人々の存在が明らかになってきています。高齢化の進行は予想以上に速く、認知症を患う人の増加もあり、老老介護とか認知介護などが深刻な社会問題になっています。介護のために仕事をやめざるを得ず、収入が大きく減り、精神的にも財政的にも苦境に立たされている家庭はたくさんあります。総務省の調査では、家族の介護などを理由に仕事をやめたり転職した人の数は、1年間で14万5,000人であり、これは介護保険が始まった10年前の1.5倍に増えております。

今日の高齢者をめぐる悲惨な事件の数々は、高齢化が進む日本社会の縮図であり、私たちの近未来であると肝に銘じ、憲法第25条の理念を実現し、また地方自治法第1条の完全なる実施に向けて、国及び地方公共団体は全力で取り組まなければならないと考えます。

お聞きしますが、介護保険制度の10年をどのように評価されているのでしょうか。高齢者の現実をどう認識され、安心の老後に介護保険は役立ってきたのかどうか、保険あって介護なしではなかったのかどうか、市長の見解をお聞きいたします。2012年には、5回目の制度見直しが行われますが、まずは本市における10年間の制度利用の実態を分析し、保険あって介護なしになっていないか、地方自治体の本来的仕事である住民の福祉の増進を図る責任を果たしているか、そして今後、どのように住民本位に改善していくかなどを見きわめるべきだと考えます。国民負担を取り除き、だれもが積極的に利用できるような内容に改善しなければなりません。

国庫負担を大幅に増額すること、国として保険料、利用料負担の軽減を制度化すること、要介護認定を見直すこと、施設整備や在宅サービスの拡充、介護職員の待遇改善など制度の改善を強く国に求めていくべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

それだけでは生活ができないような低年金、あるいは無年金者はたくさんあります。国民年金しか受給していない人は約1,000万人いますが、その平均受給額は4万8,000円にすぎません。この10年間の本市における介護保険料の推移は、10年前は基準額で年額3万7,700円でしたが、見直しごとに引き上げられ、現在の基準額は4万100円になっています。更に、2年後の5回目の見直しでは、1万100円上がって5万200円になるだろうと試算されており、これが実施されますと、少ない国民年金だけで生活されている方々、特に第1段階から第3段階対象の住民税非課税世帯の人たちにとっては死活問題ではないでしょうか。年間5,100円から7,600円も引き上げられることとなります。今以上の負担がかからないように、何らかの対応策、軽減策をとることを求めますが、2年後の保険料設定についての考え方と低所得者の負担軽減策についてお考えをお聞きいたします。

また、地方自治体の裁量で決められることができるサービスとしての保険料や利用料の軽減を、一層拡充することを求めますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

訪問介護サービスにおける、いわゆるローカルルールが存在が全国的に問題になっていますが、本市ではそういったルールはあるのでしょうか。例えば、同居の家族がいるという理由で訪問介護の生活支援を打ち切るとか、散歩の同行や病院内での介助、見守りなどはやってはいけないとか、市町村によって細かい取り決めがあるということですが、本市ではどうなのでしょう。お聞きいたします。厚生労働省からの連絡でも、「適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断することを周知、徹底するように」とあります。本市においては、あくまでも利用者の立場に立った介護サービスが行われているとは思いますが、ローカルルールについての本市の対応はどうかお聞きいたします。

次に、6月から8月にかけて取り組まれたひとり暮らし高齢者調査について何点かお聞きいたします。

3月の予算審査特別委員会において、高齢者の生活支援ネットワークづくりについてお聞きいたしましたが、そのときは「65歳以上でひとり暮らしの高齢者、およそ1,400人を対象に聞き取り調査をする」という御答弁でした。「今年度は実態の把握と分析、そして安心して暮らせるための支援策や、地域全体で支えるシステムづくりを目指す」とのお答えがありました。今は調査が終了したばかりですので、調査結果の集計や分析はこれからだと思いますが、高齢者の実態を知るための資料として、どのような事柄についてお聞きしたのか、主な調査項目をお知らせください。また、これら調査結果をどのように活用し、目指すべき支え合いのシステムづくり実現のためには、今後どのような手法で取り組みを進めていくのかお聞きいたします。

今回の調査取り組みの中で、高齢者の方々からは切実な要求がたくさん寄せられていると思います。これらを含めた調査結果は、何らかの形で市民に知らせるべきだと考えますが、いか

がでしょうか。お考えをお聞きいたします。

また、御家庭を訪問し、いろいろお聞きする中で、こちらから積極的に低所得者に対する支援施策情報を提供すべきだったと考えますが、取り組まれたのでしょうか。生活保護や国保の減免を初め、敬老バス、除雪サービス、水道料金の軽減、介護保険料と利用料の軽減、地デジ放送設備の無料設置、火災警報器設置への助成など所得の低い高齢者への支援策はたくさんあります。高齢者と接する折には、必ずこういった情報を提供し、その申請の手助けをするよう求めますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

最後に、後期高齢者医療制度についてお聞きいたします。

2006年の健康保険法改正により、2008年4月から後期高齢者医療制度はスタートしました。制度が施行される前から国民の怒りは大きく、特に、年齢で差別するののかと、高齢者の怒りは怒髪天をつくほどの激しさであり、日本列島は騒然となりましたが、この怒りが自民公明政権にノーを突きつけ、政権を交代させた大きな力となったことは否めません。2008年4月、国会においては、民主、共産、社民、国民新党は4党共同で後期高齢者医療制度を廃止して、老人保健制度に戻すという廃止法案を提出し、6月に参議院で可決されました。そして8月の総選挙で民主党は勝利し、民主・社民・国民新党の連立政権が誕生いたしました。

しかし鳩山政権は、今までの立場から大きく後退し、後期高齢者医療制度の廃止を4年後に先送りしたのです。その理由が、システム改修に2年はかかる、老人保健制度にも疑問がある、新しい制度をつくるなどというものです。また政府は、制度を先送りするかわりに、2010年度の保険料値上げを抑えるための国庫補助を行うと言いながら結局は何も行わず、その結果、北海道など20都道府県では保険料が値上げになりました。

民主党政権は、後期高齢者医療制度を即時廃止するという公約を投げ捨てて、今や新しい制度づくりに入っており、7月23日厚生労働省は、国保の広域化という中間取りまとめ案を明らかにしております。社会保険加入者や社会保険の被扶養者を除いた65歳以上の人を、原則として国保に加入させるというものです。しかしながら、65歳以上の高齢者は現役世代と別勘定の国保に入り、64歳以下とは保険料も財政も別建てにするというもので、ほとんど現行の制度と変わらない内容になっています。65歳を別勘定にすれば、高齢者の人口が増え、給付費が増えるにつれ、保険料はどんどん引き上げられていきます。

また、社会保険加入の人も、65歳の誕生日からそこを脱退させられて国保加入となり、新たな保険料を徴収されることになります。これは、75歳以上が65歳以上に広がっただけのことです。後期高齢者医療制度は廃止して、もとの老人保健制度に戻すべきです。そうすれば、保険料の際限ない値上がりや、診療報酬による差別医療、健康診査、人間ドックなどでのあらゆる差別はなくなります。保険料の年金天引きや保険証の取り上げもなくなります。

制度の先送りを受け、再び全国各地で後期高齢者医療制度の即時廃止、うば捨て制度は許さないの怒りの運動が広がってきております。自治体職員などからは、新制度を立ち上げるよりもとの制度に戻すほうが容易で、短期間にできるという声もあるそうです。制度の廃止は混乱

を招く、こういった理由は説得力がありません。本年の3月定例会において、高齢者を差別する制度は廃止しかないのではないかと市長のお考えをお聞きいたしました。国の動向を注視するとのお答えでありました。今般の厚生労働省の示した考えを見ても、75歳以上が65歳以上に拡大しただけで、高齢者への差別と負担はそのままという内容になっています。本当に高齢者の立場に立った制度確立のためには、高齢者を別枠に囲い込む後期高齢者医療制度を直ちに廃止するべきだと考えますが、再度市長の見解をお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時45分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、後期高齢者医療制度について答弁申し上げ、高齢者にとっての安心・安全な暮らしとはの御質問については城守副市長から、10年目の介護保険制度については保健福祉部長から答弁申し上げます。

まず、後期高齢者医療制度についてのお尋ねがございました。

本年第1回定例会で、小池議員の一般質問において、制度の先延ばしについてどう考えるのかのお尋ねに対しまして、「後期高齢者医療制度が開始当初からさまざまな問題点が指摘され、民主党を中心とした現政権下において、24年度末をもって廃止し25年度から新制度へ移行するとされたところであり、移行については現行制度の問題点が見直され、拙速にならず各界各層からの意見を十分に聞いていただき、よりよい制度となるよう期待するものである」とお答えしたところでございます。その後、国においては、制度本体の見直しに先行して、本年4月の診療報酬改定におきまして75歳という年齢に着目した診療報酬体系については、後期高齢者診療科の廃止や、後期高齢者終末期相談支援料の廃止、後期高齢者退院時栄養・食事管理指導料の廃止など、一部現行制度の問題点解消の取り組みが実施されたところであります。

また健康診査については、受診率の向上を図るため、本年度各広域連合において受診率向上計画が策定され、国においては本年度予算において関連補助金が拡充されたところであり、人間ドックについても、国において財政支援が行われるなどの取り組みが実施されているところであります。

一方、保険料については、本年度は制度発足後初めての改定年度となったわけですが、国からの財政支援は行われなかったものの、北海道広域連合では北海道と協議し、財政安定化基金

からの繰り入れや決算剰余金の活用により、保険料増加の抑制が図られてきたところであります。

また国においては、低所得者の方々に対する保険料軽減対策として、応益保険料の軽減、応能保険料の5割軽減や、被用者保険の被保険者であった方は所得割がかからず、均等割が9割軽減されることなどについて引き続き実施するなど、現状においては問題点を解消すべく取り組みがなされているものと受けとめているところであります。

また、後期高齢者医療制度後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため、全国市長会を初めとする関係9団体の代表、6名の学識経験者、そして4名の高齢者の代表から成る高齢者医療制度改革会議を平成21年11月に設置し、去る8月20日までに9回会議が行われてきております。この間、地方公聴会の開催や意識調査が実施され、これらの意見も踏まえて改革会議として、第1点目に、後期高齢者医療制度は廃止され、加入する制度が年齢で変わることをなくす、第2点目に、高齢者の保険料は給付費の1割相当にとどめる、第3点目に、高齢者の保険料の伸びを抑制する仕組みを設ける、第4点目に、医療費の自己負担の軽減やサービスの改善を図る、そして第5点目に、国保の広域化を実現し国民皆保険を守る、以上の5ポイントを中心に中間取りまとめが行われたとの情報を、北海道後期高齢者医療広域連合等を通じお聞きをいたしているところでございます。

以前の老人保健制度においては、高齢者と現役世代の負担割合が不明確であったことや、高齢者の保険料負担においても、職業の有無や職業の種類によって国保に加入する者と被用者保険に加入する者に分かれていたため、同じ所得であっても負担が異なるなどの問題点があり、後期高齢者医療制度においてはこれら問題点が改善はされたものの、年齢による区分、高齢者の保険料の増加、被扶養者の保険料負担、患者負担等々、開始当初からさまざまな問題を内包し、全国的に、高齢者自身を初めとして各界各層から制度そのものに対する批判があり、それが世論になったものと認識をいたしているところであります。

北海道市長会におきましては、本年6月、厚生労働省などに対して高齢者医療制度等の改革について要請をいたしておりますが、その内容は、1点目として、高齢者医療制度改革の検討に当たっては現行制度が一定の定着を見ていることから、被保険者を初め、現場に大きな混乱が生じることがないように市町村の意見を十分に聞くこと、2点目として、医療保険制度についてはすべての国民を対象とする一本化を実現すべきであり、その過程においては、国民健康保険を含め都道府県単位の広域化を早急に検討すること、3点目として、新たな医療制度に移行するまでの間、国民健康保険については国保と被用者保険との制度間における財政格差を年齢構成及び所得状況を要因として調査する仕組みを導入すること、4点目として、後期高齢者医療の保険料軽減などについては、引き続き地方に負担を転嫁することなく、国が責任を持って対応すること、5点目としては、後期高齢者に対する健診等の保健事業については、財政支援の充実に努めることなどについて、必要な処置を講じることを要請いたしております。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会におきましても、新制度への移行に関して、1点

目に、必要な財源は全額国において負担すること、2点目に、制度の理解不足による混乱が生じないよう国による積極的な広報を行うこと、そして3点目として、運営主体は都道府県とし、市区町村との役割分担を明確化し、保険者機能が十分に発揮できる体制とすることなどの重点事項を、同月に厚生労働省に対して要望いたしたところであります。

現在、改革会議等でもさまざまな協議、検討、調整が進められておりますので、今後も国の動向を注視する必要があると考えております。また、被保険者の方々が安心して加入し、適切な負担のもと、より国民に信頼される制度となることが必要であり、大きな課題ではありますが、高齢者、現役世代や地方の声を尊重していただき、引き続き精査が進められ、生活者目線に立った制度、政策が展開されることを期待しており、今後も道内各市長と連携をとり、また、北海道後期高齢者医療広域連合議員として引き続き適切な処置を求め、働きかけてまいる考えであります。

以上申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から、高齢者にとっての安心・安全な暮らしとはにかかわって、ひとり暮らし高齢者調査についてのご質問にお答え申し上げます。

初めに、本調査の主な調査項目及び調査結果の活用方法についてであります。

本実態調査の主な項目につきましては、住所、氏名、電話番号等の基本情報及び火災警報器設置の有無、かかりつけの病院、近所づき合い等の生活情報、更には緊急時の連絡先、料理や買い物、話し相手等暮らしの中での困り事の調査項目といたしております。

この調査結果の活用方法につきましては、早急に集計、分析し、地域でどれくらいの高齢者の方がどのような生活支援を必要としているのか、また介護保険や高齢者福祉サービスで担える支援はどのようなことなのかを明らかにし、生活を支える仕組みづくりを検討するデータにするとともに、災害時の安否確認台帳として活用する考えをいたしております。

また、今後、目的達成のための具体的な取り組み計画についてであります。調査結果の分析後、直ちに民生委員協議会、社会福祉協議会、自治会連合会、行政等で構成する検討会を開催し、調査結果の分析などから、既存サービスの見直しと現行事業の拡充、更には状況に応じ、新規事業の創設等について検討するとともに、この高齢者支援の担い手としての生活介護サポーターについて本年度中に要請する取り組み計画をいたしております。更に、検討会議では、高齢者を支援するネットワーク取り組みの先進地にも出向いて研修し、本市にふさわしいネットワークの構築に努めてまいります。

また、調査結果の市民への周知についてであります。実態調査集約後に、その内容についてダイジェスト版のチラシの全戸配付及び市広報紙、ホームページ等で広く周知をしております。

次に、訪問調査の中での低所得者対象の支援策情報の提供についてであります。実態調査時において、ひとり暮らし高齢者全戸に対し情報の提供は行えていないところであります。た

だ、訪問調査の担当者会議において、高齢者から困り事の支援サービスの申し出等々があった場合、市介護保険課に連絡することについて申し合わせを行っており、調査後担当職員を通じ、除雪、緊急通報サービス及び各種軽減制度、介護認定の申請等全体で60世帯の高齢者から相談がありましたことから、速やかに電話や訪問により情報提供と具体的な支援サービスの提供に努めたところであります。

今後におきましても、高齢者の方々がこうした支援策を活用し、安心して生活を送ることが極めて重要でありますことから、市広報紙、啓発チラシ等のほか、老人クラブ出前講座、更には明年度の高齢者夫婦世帯の実態調査等あらゆる機会を活用し周知に努めるとともに、必要な方に対し、申請の手助けにつきまして対応いたしてまいりたいと存じます。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、高齢になっても安心して暮らせるまちづくりにかかわって、10年を迎えた介護保険制度についてお答えいたします。

初めに高齢者の現実の認識についてであります。本市における高齢化率は、介護保険制度が開始した平成12年以降、年々上昇しており、平成22年には32.2%となっており、更に本市の人口推計によりますと、平成26年度の高齢化率は36.3%となり、高齢化の進行は予想以上に速くなっております。こうした中で、お元気で豊富な知識、経験を有し、生涯現役といった地域に多大に貢献している高齢者の方も多くいる一方で、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、更には核家族化や夫婦共働きなどによる家族介護力の低下、老老介護、地域の間人関係の希薄化等による高齢者のひきこもり、加えて虐待、孤独死の問題なども起きておりますことから、こうした高齢者を取り巻く現実に大変憂慮いたしており、今後とも高齢者が安全に安心して暮らしていくための施策を早急に検討してまいらなければならないと考えております。

また、安心の老後に介護保険は役立ってきたのか、介護保険制度の10年をどのように評価しているのかについてであります。

平成12年度に創設された介護保険制度は、高齢者の尊厳の保持と有する能力に応じた自立支援を目的とし、国民の共同連帯の理念に基づき、必要な福祉サービス等を行う制度となっております。従来、措置制度と老人保健に分かれていた高齢者の介護に関する制度を再編成したことで、利用者自らの選択に基づいたサービス利用が可能となり、また、介護基盤整備や居宅介護サービスなどにおいて多様な民間事業者の参入が促進され、効率的で良質なサービスが整備されるとともに、健康で要介護状態に至らないための介護予防の推進などサービス充実といった面で、一定の成果があったものと理解いたしているところであります。

一方、高齢者の増加に伴うサービス利用の増大に対応するため、介護認定基準や施設利用における自己負担額、更には介護報酬算定基準の設定など、これまでさまざまな制度の見直しが行われ、そのことにより、市民や介護の現場において少なからず混乱があったところであります。更に、制度の定着とともに、介護保険の総費用は急速に増大しており、現行制度のまま

は保険料の増嵩が見込まれ、長期的、安定的制度運営の確保が極めて大きな課題であると考えております。

また、この介護保険制度について、改善を国に強く求めていくべきとのことについてであります。

本制度改善の要請につきましては、全国市長会を通じ、厚生労働省に平成20年11月には要介護認定方法等の見直しと介護従事者の処遇改善について要請を行い、要介護認定における調査員の事務負担軽減として、調査項目の削減や介護職員の処遇改善のため、介護報酬3%引き上げ改定と引き上げによる保険料の急激な上昇を抑制するため、介護職員処遇改善等特例基金が創設され、現計画に反映されたところであります。

更に本年6月には、介護給付費負担金の増額配分や調整交付金の別枠配分と国が実施している低所得者対策、利用料軽減策について財源措置を含めて見直しすること等について要請いたしてまいったところであります。今後におきましては、小池議員お話しのとおり、施設整備や在宅サービスの拡充などについて制度の改善を強く国に求めるため、道内各市と足並みをそろえ、要請いたしてまいりたいと考えております。

次に、2年後、5期計画の保険料設定についての考え方についてであります。

介護保険料基準額は、国が示す保険料負担段階などの設定基準により、保険者ごとに算定いたしております。まず、4期計画中の基準額は、国で定める65歳以上の第1号被保険者の介護給付費に対する負担割合が、19%から20%に引き上げになったことや介護基盤の充実により、給付費が増加していることなどから、年間平均約4万6,300円となったところであります。4期計画につきましては、平成13年度から保険料の余剰金を積み立てた介護給付費準備基金を活用し、基準額を4万100円に軽減し、負担していただいております。

そこで、5期計画の基準額を制度が現行のまま継続するものと推計し、試算いたしますと、今期中の施設整備等により利用者が増加し、給付費が1年間に約1億6,300万円上昇することが見込まれ、給付費に対する必要な基準額は、1人当たり約3,900円の増となりまして、5期計画期間中に活用する介護給付費準備基金もないことから、4期計画軽減前の基準額4万6,300円にこの3,900円を加算いたしますと約5万200円となり、1万100円の増となるものと試算いたしております。

この保険料の低所得者の負担軽減策についてであります。介護保険料段階と算定率を地方公共団体独自に設定して低所得者の保険料を軽減する対策につきましては、平成18年の第3期計画策定時に新たに国から示され、本市では直ちに3期計画においてこの軽減対策に取り組み、これまでの保険料段階5段階から6段階に細分化し、この中に65歳以上の方の約25%を占める世帯全員が住民税非課税で、課税年金所得が80万円以下の方の段階を新たに設け、これを基準額の75%であった保険料を50%に引き下げ、軽減措置を行ったところであります。更に、昨年からの4期計画では3期計画の中の4段階を更に2区分に細分化し、本人が住民税非課税で課税年金等が80万円以下の方の区分を設け、これを3期計画時に比較し、保険料算定率で12%軽

減し、また、本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の方の保険料段階を新たに設け、これも同様に12%軽減をしたところであります。

そこで、5期計画期間の軽減対策につきましては、今後国から基準設定の考え方が示されますので、国の対策をまって、新たな保険料の設定をいたしてまいりたいと考えております。

また、市単独の保険料軽減対策につきましては、第1段階で老齢福祉年金受給者の方や、第2段階で老齢福祉年金受給者の額以下の世帯の方々に対し、現行制度でそれぞれ4分の3、4分の1減免を行っておりますが、これらにつきましても、今後の国の軽減対策を見定めて対応いたしたいと考えております。

介護サービス利用料の軽減につきましては、現在の軽減対策は、いずれも市民税非課税世帯に属する生活困難な方を対象として、国の軽減対策として実施している社会福祉法人が行う介護サービス等を利用した場合の利用料軽減や、市の軽減対策としては、市が行う介護サービス等を利用した場合の利用料軽減及び市の独自軽減として訪問ヘルプサービス利用料とデイサービス利用料軽減を実施いたしておりますが、さきにお話し申し上げました保険料軽減対策と同様に、国から5期計画期間の軽減対策が示されますので、国の動向を十分見定めながら対応いたしてまいりたいと考えております。

次に、訪問介護サービスにおけるローカルルールについてであります。

訪問介護サービスの生活援助は、入浴、排せつ等の身体介護以外の掃除、洗濯、調理等の日常生活援助であります。利用者がひとり暮らしであるか、または家族が障害、疾病等のため本人、家族が家事を行うことは困難な場合、サービスを受けることができる制度であります。小池議員お話しのように、介護保険開始当初から、同居家族がいる場合、原則利用できないという誤解もあり、同居の家族が家事ができない場合であっても、同居家族がいるということのみを判断基準に、一律機械的に支給しないという市町村があったところであります。

また同様に、散歩の同行、院内介助も原則的に認められないといった取り扱いを行っている市町村があったところであります。本市においてはこれらのルールは定めていなく、訪問介護の制度の趣旨に沿って適切なサービス提供に努めているところであります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 1時53分散会）